

内閣人事局と日本国家公務員労働組合連合会とのやりとり（概要）

日 時 令和3年11月22日（月）13:30 ～ 13:40

場 所 合同庁舎8号館 共用会議室

出席者 先方）九後委員長、中本副委員長、浅野書記長 外3名

当方）堀江人事政策統括官、中井総括参事官

案 件 人事院勧告の取扱い等に関する要求書に対する最終回答

国公労連

近く、第3回給与関係閣僚会議が開催されると聞いているが、本年の人事院勧告の取扱いにかかわって、これまでのやりとりを踏まえた上で、政府としての最終回答を求めたい。

内閣人事局

まず最初に、職員が日々、国民の命と暮らしを守るため、新型コロナウイルス感染症対策などに奮闘していることに敬意を表する。

本年度の国家公務員の給与の取扱いについては、人事院勧告制度尊重の基本姿勢の下、検討を続けた結果、勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げ、令和3年度の引下げ相当分については来年6月のボーナスから減額して調整することが決定される方向である。

その上で、給与改定及び育児休業に係る法律案の策定を進めてまいりたいと考えている。

本日の回答は以上である。職員の皆様には、今後とも、国民の信頼に応え、行政の効率的な運営に努めていただきたい。

国公労連

給与の取扱いについて「勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げ、令和3年度の引下げ相当分については来年6月のボーナスから減額して調整する」とのことであつた。国公労連としては、これまでも述べてきたとおり、一時金の引き下げは断じて容認できない。回答にもあつたように、「職員が日々、国民の命と暮らしを守るため、新型コロナウイルス感染症対策などに奮闘していることに敬意を表」するのであれば一時金引下げの方針を撤回することで応えるべきである。

ガソリン代の高騰など物価が上昇する下、また、民間における年末一時金の妥結状況が前年比でプラスになっていると報じられている中で、職員の生活防衛、モチベーション維持のためにも、非常勤職員や再任用職員も含めて一時金引下げは認められない。

第2回給与関係閣僚会議で二之湯大臣は現状を「百年に一度の危機」、「国家公務員のボーナス引下げはコロナから回復途上にある我が国経済にマイナスの影響を与える」と認識を示していたにもかかわらず、一時金の引下げを見送るという判断に何故ならなかったのか。引下げを6月に先送りすれば、経済へのマイナスの影響

響はなくなるのか。先般、新しい資本主義実現会議がとりまとめた緊急提言の分配戦略、賃上げの方針にも逆行する。改めて、一時金引下げの方針の見直しを求める。

高卒初任給が最低賃金を下回るような水準となっている地域が拡大している問題や地域間格差の解消も進んでいない。こうした問題と一時金の引下げが優秀な人材確保や全国斉一で良質な公務・公共サービスの確保にも悪影響を及ぼすことは言うまでもない。初任給の抜本改善や地域間格差解消など、我々の要求を正面から受け止め、22年春闘にむけて具体的に検討を進めていくことを求める。

2つ目は非常勤職員の処遇について、少しずつ改善が進んでいるものの、まだまだ十分とは言えない。病気休暇が無給であったり、扶養手当や寒冷地手当等の生活関連手当が支給されないなど、不合理な待遇差が存在する。政府・使用者として、直ちに待遇差の解消に向けた方策を打ち出すことを求める。これは、再任用職員にも同じことが言える。

また、雇用の安定について、常勤職員が定員削減によって減らされる中で、期間業務職員がその穴埋めとして多く採用され、4万人に届く状況になっている。画一的な公募要件があるがために、更新する側にも、される側にも多大な精神的負担を生じさせるとともに、更新時に膨大な実務も発生し、年度末で極めて繁忙な職場に大きな負担をもたらしている。円滑な行政サービスの提供にも悪影響を及ぼしていることから更新時にかかる公募要件を撤廃することを求める。そもそも、恒常的・専門的・継続的業務に従事する職員は定員で措置されるべきであるが、そこは、現行の定員管理方針との問題でもあるので、両側面から改善にむけた検討を求める。少なくとも、民間労働者には認められている無期転換への道筋をつけるべきと考える。

3つ目に本年の公務員人事管理に関する報告で人事院は「定員削減の影響もあって、業務量に比して要員が十分でなく、恒常的に長時間の超過勤務を命じざるを得ない部局等もある」と指摘し、「業務量に応じた要員確保」を今年も政府に求めている。行政需要に見合った人員を確保し、国民の付託に応え得る行政サービスを提供することが求められている。来年1月から順次、両立支援制度が拡充されるが、制度を生きたものとするための体制整備も必要である。そうしたことから総定員法の廃止、定員合理化計画を中止・撤回するとともに、誰もが「全体の奉仕者」として誇りと働きがいのもてる、安心して働き続けられる環境整備に向けて努力を求める。

最後に労働基本権について、これまでと全く同じ回答の繰り返しで非常に問題であると指摘せざるを得ない。この場でなくても結構なので、この課題についてどのような検討がなされているのかなど、一步でも前に進む議論をしたいとこちらは思っているが、政府のお考えはいかがか。

改めて、ILO勧告を踏まえて、基本権回復に向けた労働組合との協議の場を早急に設定することを強く求める。

内閣人事局

皆様の御意見はしっかりと承った。給与と育児休業については先ほどお答えしたとおりであり、またその他の点について現時点の考え方は先日回答させていただい

たところであるが、いずれにしても引き続き、皆様方との意思疎通に努めてまいりたい。

国公労連

繰り返しになるが、現場で働いている職員が安心して誇りを持って働けるような環境づくりのために政府の努力をお願いして、本日の交渉を終える。

－ 以 上 －

文責：内閣官房内閣人事局（先方の発言については未確認）